

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

市町村立学校園における臨時休業等の措置について（通知）

標記について、5月5日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、市町村立学校園の臨時休業等について、下記のとおり要請いたします。

つきましては、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いたします。

また、別添（写し）のとおり、令和2年5月1日付け2文科初第222号により文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。あわせて、貴所管学校園に周知いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件についてご不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

1. 5月11日（月）から5月31日（日）までの間、幼稚園、幼稚園型認定こども園（1号子どもに限る）、小学校、中学校等の全校を臨時休業とする
2. 「1」の臨時休業期間において登校日を設定する（幼稚園、幼稚園型認定こども園は除く）
 - ・ 5月11日の週は1回、5月18日以降の週は2回程度の登校日を設定する。
 - ・ 教職員や児童生徒に陽性者が発現し、かつ学校内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合は、当該校のみ登校日を中止する。
 - ・ 別紙「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」を参考に御対応ください。※入学式等の学校行事は実施しない。
3. 小学校3年生以下の児童・園児のうち、一人親家庭や共働き家庭等個別の事情により自宅で1人になる子どもの居場所について
 - ・ 市町村福祉部局・福祉関係団体等との連携また学校・園で出勤している教職員等により、可能な限り配慮し、居場所の確保をお願いします。

なお、6月1日以降の学校再開等については、改めて通知します。

《添付文書一覧》

01「令和2年5月1日付け2文科初第222号」

01-2「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」

02「大阪府教育長メッセージ」

03「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」

- 04 「分散登校における感染症対策の基本的な考え方」
- 05 「幼稚園、認定こども園の園児・保護者のみなさんへーカウンセラーからのメッセージ」
- 06 「けんこうかんさつカード」
- 07 「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」
- 08 「フロー図 - 症状がある場合の対応（臨時休業時）」
- 09 「校舎等の消毒について」
- 10 「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン QA」
（参考）保護者あて文書「新型コロナウイルスに係る臨時休業について」

《本件連絡先》

【臨時休業・登校日等に関すること】
小中学校課 学事グループ 河合・辻尾
TEL 06-6944-6886

【健康管理等に関すること】
保健体育課 保健・給食グループ 川口
TEL 06-6944-9365